

令和8年度



藤枝市
Fujieda City

子育てするならふじえだ！子育て世帯の住宅取得を応援！

子育てファミリー移住定住促進事業

中古住宅購入の場合

新築住宅購入の場合

最大 **130万円**

最大 **100万円**

18歳以下のお子様(第1子妊娠中の場合を含みます。)がいる世帯が対象です。

■取得事業

子育てファミリーが新築住宅または中古住宅の購入に要した経費を補助。

昭和56年6月1日以前に建築された中古住宅の場合、一定の耐震補強工事を実施している必要があります。

補助金上限額

※補助率は、全事業共通で
2分の1です。

市内

市外

30万円

50万円

1. 子育て世帯の親世代と同居または近居(三世代同居・近居)する場合
または

2. 購入した住宅が、優良田園住宅の場合

取得事業の補助上限額が加算されます。詳しい条件は、裏面へ。

なお、2つの加算項目は併用可能です。

加算項目

加算額(上限)

1. 三世代同居・近居

10万円

2. 優良田園住宅

20万円

■移転事業

市外の子育てファミリーが購入した住宅に引越した際の費用を補助。

取得した住宅を住所とする直前の住所が藤枝市外の方のみ対象です。

家電の購入、配線工事、処分費用など、補助対象外となる経費もあります。

県内他市町

静岡県外

5万円

20万円

■改修事業

購入した中古住宅の改修(リフォーム)に要した費用を補助。

【対象となる改修工事】 キッチン、浴室、トイレの設備本体交換工事と、
外壁や屋根の補修等の工事に限ります。

申請には、実施した箇所の工事前後の写真が必要です。



50万円

裏面へ続きます。

藤枝市 都市建設部 住まい戦略課(東館2F)

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号

電話 054-631-5750(直通) FAX 054-643-3280

E-mail sumai@city.fujieda.shizuoka.jp

補助金HP⇒



1 補助金交付申請期間

- ・新築注文住宅を取得した場合 …… 建築日（登記簿上の建築日）から1年以内
- ・新築建売住宅や中古住宅を取得した場合 …… 引渡日（登記簿上の所有権移転日）から1年以内

※申請時点で、住民票の異動が完了している必要があります。

※来年度以降の補助金事業の実施は未定です。

オンライン申請も
可能です！

2 注意事項

※子育てファミリー移住定住促進事業費補助金の交付は、事業ごと1世帯1回限りです

（過去、住宅の購入に関する補助金の交付を受けたことのある世帯には補助金の交付はできません）。

※補助対象経費のうち、市の実施する他の補助金の補助対象となっている経費は補助対象に含めることはできません。ただし、浄化槽や蓄電池などの住宅の一部の設備に係る補助金の交付を受けている場合は、これに該当しません。

※予算の上限に達した場合、年度の途中であっても補助金交付申請の受付を終了します。

※この補助金を活用し住宅を取得しようとする場合であって、フラット35の融資を利用するとき、金利の引下げの対象となる場合があります。必ず、融資の本契約前にご相談ください。

3 用語の解説

子育てファミリーとは	申請日が属する年度の末日時点で、満18歳以下の子及びその親からなる世帯をいいます。なお、第1子を妊娠中の場合も子育てファミリーに該当します。
新築住宅とは	藤枝市内の人が居住したことの無い一戸建て住宅と分譲マンションをいいます。
中古住宅とは	個人が自己の居住のため所有していた藤枝市内の一戸建て住宅と分譲マンションをいいます。 ※昭和56年6月1日より前に建築された中古住宅の場合、一定の耐震補強工事を行ったことがわかる書類の写しが必要です。
取得事業とは	子育てファミリーが、新築住宅や中古住宅を取得（購入）し、取得した住宅を住所とすること（住民票を異動すること）をいいます。
三世同居・近居加算とは	三世同居とは、取得した住宅で申請者（申請者の配偶者）の父や母と同居する場合をいいます。 三世近居とは…取得した住宅と申請者（申請者の配偶者）の父や母の住宅が同一小学校区か直線距離で1km以内にある場合をいいます。 取得事業の補助上限額に上限10万円を加算します。 ※ただし、対象となるのは、取得した住宅の敷地を申請者が購入している場合に限ります。
優良田園住宅加算とは	「優良田園住宅」とは、藤枝市内の中山間地域内または大洲地区内で特別な要件を満たし、建設計画の認定を受けたうえで、建設した住宅をいいます。優良田園住宅を取得した場合、取得事業の補助上限額に上限20万円を加算します。中古の優良田園住宅もこの加算の対象となります。この場合、補助金の最大額は、150万円となります。 ※優良田園住宅の建設をするために満たすべき立地要件や建物要件は、ホームページをご覧ください。
移転事業とは	取得事業の対象となった住宅に、藤枝市外の住所から移動することをいいます。補助の対象となるのは、直前の住所が藤枝市外の世帯であって、移動に当たって引越業者やレンタカーを利用した場合に限ります。
改修事業とは	取得事業の対象となった中古住宅を、子育てファミリーがキッチン、浴室、トイレの設備本体の交換工事や、外壁や屋根の補修等を行うことをいいます。